



岐阜民間保育園・認定こども園連盟

【園長研修会】
『コロナ禍の先を見据えて』

講師 坂崎隆浩

2021年10月19日(火)
第一部 14時10分～15時50分
第二部 16時00分～17時00分

1

☆時代の変遷と現在を俯瞰してみる→次代と未来を想像し創造する

今日は、保育運営(経営)について90分ほど述べます

【目次】

はじめに/岐阜県の人口メカニズムの一例/日本の乳幼児教育の歴史

制度編

- 1.少子化対策
- 2.児童手当法改正案等
- 3.コロナ問題等
- 4.こども庁問題
- 5.2021骨太方針(成長を生み出す4つの原動力の推進)
- 6.中央教育審議会 初等中等教育分科会
幼稚教育と小学校教育の架け橋特別委員会
- 7.社会福祉法人連携推進法人
8.地域における保育所、保育士等の在り方に関する検討会
- 9.現状と未来/坂崎論
まとめ after・コロナ時代と「超スマート保育」への転換(坂崎)

(別紙の資料の保育内容はあくまでも参考資料です)

保育編「乳幼児期から積み上げられていく教育の必要性」

2

☆時代の変遷と現在を俯瞰してみる→次代と未来を想像し創造する

◆7の社会福祉法人連携推進法人について

社会福祉連携推進法人制度の施行に向けた厚生労働省の説明動画について、8月11日に情報提供をいたしました。このたび、この説明動画に加え、「実践者インタビュー集」が新たに公開されましたのでお知らせいたします。

3名の法人の代表者が出演しておりますが、「保育所経営の現状・課題と法人間連携」をテーマに、坂崎隆浩氏がインタビューを受けています。

厚生労働省HP>「社会福祉連携推進法人制度について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html

◆空飛ぶラジオ始めました…東ヶ崎&渡辺出ていますよ
未来につながる保育情報を、坂崎隆浩が配信中…

「保育 Stand by you」聞いてみませんか?
<https://pcchann.jimdofree.com/>
 「空飛ぶラジオはじめました」PC サイト
 月に2回以上(毎月15日・25日 他)、新しい番組を配信予定。
 ちょうどよくのぞいていただければありがとうございます。
 うわさの Podcast でも配信中♪

3

はじめに 日本の総人口の推移と推計

(出典)総務省「国勢調査」、国土が「日本実業における人口分布の長期時系列分析」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」
 ※2008年の1億2808万人をピークに減少に転換。中位推計で2050年に9700万人、2100年に5000万人となる見通し。

推移

1192年 鎌倉幕府成立	757万人
1338年 室町幕府成立	818万人
1603年 江戸幕府成立	1,227万人
1716-45 8代将軍吉宗享保の改革	3,128万人
1868年 明治維新	3,330万人
1945年 終戦 人口ボーナス時代へ	7,199万人
2008年 人口ピーク	12,808万人

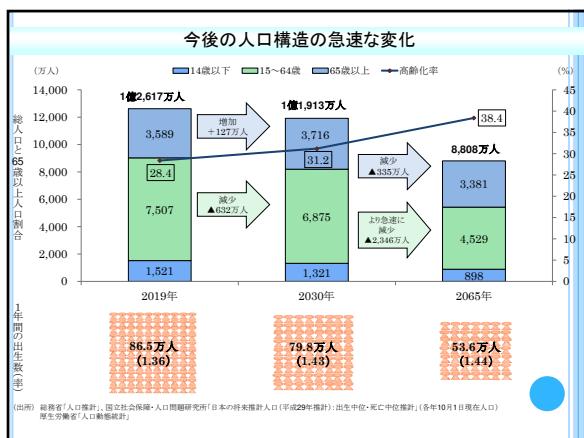
1983年青森県153万人
 2017年青森県130万人

予想

2030年 高齢化率 31.6%	11,662万人 (中位推計)	2035年青森100万人 2040年代青森八戸弘前(いわゆる20万以上の市)を中心して振興可能性都市
2050年 高齢化率 38.8%	9,708万人 (中位推計)	
2100年 高齢化率 41.1%	6,485万人 (中位推計) 4,959万人 (低位推計) 3,795万人	

*但し2025年に出生率1.8 2035年に2.1が実現すれば、2090年人口は1億人弱で安定する。高齢化率も27%程度に抑えができる。(移民政策も有効かどうかの検証必要)

4



5

岐阜県の人口メカニズムの一例

平成22年 令和3年(2021年)		平成21年 令和2年 出生者数	
男	女	計	
大垣市 77483	81476	158959	1377
大垣市 78649	82145	160794	1183 (0.1%) (▲14%)
高山市 44528	48924	93452	789
高山市 41457	45226	86683	596 (▲7%) (▲25%)
中津川市 40380	42892	83272	641
中津川市 37857	39463	77320	436 (▲7%) (▲32%)

※直近として10年後の2030年の姿を想像しておきたい

6

岐阜県の人口メカニズムの一例					
			平成22年 令和3年(2021年)		
	男	女	計	出生者数	令和2年
関市	44727	46761	91488	784	
関市	42810	44435	87245	485	(▲5%)
海津市	18989	19673	38662	243	
海津市	16536	17040	33576	125	(▲13%)
揖斐郡池田町	12213	12577	24790	197	
揖斐郡池田町	11611	11952	23563	110	(▲5%)
※直近として10年後の2030年の姿を想像しておきたい					

7

岐阜県の人口メカニズム から考えられること					
現状理解①					
全体では、一部を除き(待機児童地域や過疎地域)、多くは入園が低年齢化しているので子どもの数が減っていないような状態が起きている。(なかなか見えにくい)					
一方は、町村レベルでは出生数そのものが減ってきて、学年で凸凹が出来てきたり、又全体の園の子どもの数が減ってきていている。					
人々、子どもの数によって運営できるので、例えば収支は30人定員で園児が30人まんべんなく入っていれば成立しが、実際には週66時間保育や公休・有休などを考えると厳しい運営状況が考えられる。(今の仕組みは子どもが生まれてくることを前提に作られている。逆に言うと子供が少なくて対応できる仕組みではない。)					
平成22年だと公立から民間への委託が考えられたが、今は民間委託をすると競合したり、その後の運営が厳しいことを予測しておくべきである。又民間が公立への変更も考えられる					

8

岐阜県の人口メカニズム から考えられること					
現状理解② コロナによって身動きが出来ないのだけれど、いろんなことは知らないうちに進む。					
国(厚生労省援護局)はこれまでの民間委託や閉所による国返還などの他に、共生社会の一部として合併・統廃合の他に各自治体の社会福祉協議会への移譲とともに社会福祉法人同士の連携推進法人も来年度5月開始を進めている。					
当然ながら、政治主導のこども庁問題や中教審による架け橋プロジェクト、厚生労省による連携推進法人、過疎地対策など多岐に渡ることが着実に進むと思われる。					
前回の少子化率を考え乍ら、2030年の地域の姿を想像して、地域の保育計画とともに、自園の在り方(経営・保育内容含む)、法人の進み方などを模索し計画し邁進する時期に来ている。					
※国は令和7年には待機児童が殆ど解消されると予想している。					

9



10

・10年前との人口比較・出生数の比較					
市区町村名	令和2年 人口			令和元年	
	男	女	計	出生者数	人口比較
東通村	3,179	2,974	6,153	34	83.1%
	平成22年 人口			平成21年	
	男	女	計	出生者数	
	3,770	3,633	7,403	48	

■出典:社会保険・人口動態研究府行方不明地図別地図別都道府県別人口(平成30/2018年推計)より
・将来の地域別15歳階級別人口(令平10月1日時点の推計人口)・2015年は割引調査による実績値

年	総数	0~4歳	5~9歳
2015年	6,607	246	257
2020年	6,139	217	241
2025年	5,663	186	215
2030年	5,199	166	185
2035年	4,741	135	165
2040年	4,260	111	134
2045年	3,778	93	110

2015年と2045年の比較 57.18% 37.80% 42.80%

11

・10年前との人口比較・出生数の比較					
市区町村名	令和2年 人口			令和元年	
	男	女	計	出生者数	人口比較
小泊地区	1,317	1,414	2,731	6	73.5%
	平成22年 人口			平成21年	
	男	女	計	出生者数	
	1,793	1,924	3,717	12	

■出典:社会保険・人口動態研究府行方不明地図別地図別都道府県別人口(平成30/2018年推計)より
・将来の地域別15歳階級別人口(令平10月1日時点の推計人口)・2015年は割引調査による実績値

年	総数	0~4歳	5~9歳
2015年	3,213	45	70
2020年	2,788	40	60
2025年	2,393	7	14
2030年	2,033	10	8
2035年	1,711	8	6
2040年	1,419	6	5
2045年	1,153	4	3

2015年と2045年の比較 35.89% 9.46% 4.85%

12

11

12

◆多くの日本の乳幼児に関係する皆様に
今、日本が抱える問題についてお話し下さい◆

本稿では、乳幼児の保育と教育に対する取り組みや教育に対する態度等、これらは最も重要な問題です。

・乳幼児の教育には、「世から」の発達を見通す教育に対する深い理解

・5歳頃は生活と遊びの場で、社会性を育むことを生かした教育

・児童の環境保護を意識して行う教育であり、資源の能力を遊びを通して育成する。元来フレームアートやブランチ等で構築される

・新しいキーワード→3つの資質能力と10の非認知スキル、カリキュラムマネージメント

・今日の教育要点(?)

・プロジェクト式学習システムを圖で構築→専門家集団の構築

◆聞かしての今後

★専門家集団の構築→

★「アート」「アート」「アート」を国で構築

★「ルート」の達人→専門的活動力の達人(反省の達人)つまり省察することの重要性・領域の達人等の構築で乳幼児教育の専門家集団の育成

★開拓自の教育システムや保育体制、それに伴って何が変わっているか?何が保障されているか?何が変わらなければならないか?

★上記を地域に連携する等「説明する」全体的な計画「教育課程」「指導計画」等の改善、作成による國の権力への貢献

◆多くの日本の乳幼児等「説明する」(全体的な計画「教育課程」「指導計画」等の改善、作成による國の権力への貢献)

13

日本の乳幼児教育の歴史

1984(S59) 記教規 記憶整理型ではためて 21世紀型教育 最初の論議

1992(H4) 共働き世帯914万人(標準世帯903万人) 保育所一般化時代

1996(H8) 「中央教育審議会」幼児期の教育を重視する力の基礎を培う事

2002(H14) 小学校3年生から施行完全週5日制絶対評価の導入内容3割削減

2003(H15) 「中央教育審議会」幼児教育部会「幼児教育の重要性・社会情勢のスキルへ繋がる」

2006(H18) 文科省「**幼稚教育振興アクションプラン**」(内認定こども園制度 保育予算2兆円以下これ以後、文科省としては保育所と幼稚園を区別せず 幼児教育機関として扱う事とした)

2007(H19) 第一次安倍政権 教育再生会議 2008 授業時数1割増加 (2011-13脱ゆとり)

2009(H21) 麻生政権 3歳からの無償化を自民党の公約(5歳児は小泉政権下でや)

2012(H24) 子ども・子育て開拓3法成立(抜本的改革)

2014(H26) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領制定 翌年新たなこども園開始

2015(H27) 子ども・子育て支援新制度(抜本的改革の始まり) 保育予算2.7兆円

2016(H28) 幼児教育振興法案 提出「審議無し 国立政策研究所幼児教育センター発足 12/21/2016 幼稚園教育会答申「知識と問題解決型をバランスよく獲得する力=生きる力」

2017(H29) 各要領・指針の改定・改正 ゆくこ・保育で「全体的な計画」

2018(H30) 同上実施→2030年をめざした教育改革の一翼を幼児教育も担ってほしい

2019(令和元年) 10月幼稚教育・保育の無償化実現 社会から評議の時代へ

2020- ★1.2歳児50万人入园時代 施設保育一般化 子育ての支援多様化 保育予算3.7兆円? 待機児童とともに全少子化・乳児100万人時代から70万人時代へ(家庭支援必要)

ども園約9000ヶ所

*知識基盤社会から「超スマート社会」/坂道スマート保育Jの実施へ

14

日本の乳幼児教育の歴史

H04年 共働き世帯914万人(標準世帯903万人) → 保育所の時代へ

H05年 地域子育て支援センターの出現 → 地域福祉論の発想(・?)

育児・3歳未満児の約8割は家庭で子育て 核家族化・地域とのつながり希薄化(?)男性の子育ての関わり少ない課題(?)子育てが孤立化、子育ての不安感・負担感

子どもにとって多様な大人や子供との関わりが減少 地域子育て拠点の設置(?)子育て中の親が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる事業 → 地域で子育てを支援し、育児不安を解消

H18年 公立一般財源化・認定こども園の誕生

H27年 (新)認定こども園への期待→ 子育ての支援「地域対応義務化」

貧困家庭問題(及びひとり親家庭問題)

厚生労働省が発表した「平成28年国民生活基礎調査」によると、日本の相対的貧困率は15.6%となり、7人に1人が貧困状態にあると言われています。ここからも日本の貧困問題は深刻であることがわかります。また、相対的貧困率の15.6%のうちの半数がひとり親世帯であることも大きな問題です。ひとり親の場合、家事と仕事、育児を一人で行わなければなりません。家庭や育児の比重が高いほど、生活がより苦しいものとなります。

15

日本の乳幼児教育の歴史

R01年 幼児教育・保育の無償化

無認可へも 領預り保育にも 国費を投人(消費税)
増え続ける保育施設・社会福祉法人は毎年70ずつ増加、企業等小規模施設の増加しかし 止まらない少子化(出生数100万人割れ R1(2019)年66万人shock→国は2022年に70万人台 (この11年のずれ(-?-)?)本当に気づいた少子化 閉塞感 倉庫 貧困などなど

更に虐待問題は深刻 親の体罰禁止、2020年4月から 改正虐待防止法が成立 2019年に全国で発生された児童虐待事件は1972件、被害にあった子どもの191人だった。ともに前年比で約1.4倍となり、過去最多。死亡した子どもは54人だった。警察が児童相談所に通告した子どもの数は9万8222人で、これも過去最多を記録した

R01年 改正虐待防止法が成立 親の体罰禁止2020年4月から

R02年 小学生1年生スタートカリキュラム本格化 地域共生社会の一つとして ※社会福祉法人連携推進法人法律化

R03年 1.2歳児入園率50%超え 施設保育が将来の姿

R03年 幼児教育スタートプラン(仮称)のイメージ 文科省中教審論議 ◆坂道エック→幼稚期の教育に関する基本的な計画として位置付け、一貫的に実行することで、子供の未来への架け橋となる社会システムを構築。

16

SDGs(持続可能な開発目標)

「SDGs(エスディージーズ)」Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称

「SDGs(エスディージーズ)」とは、2015年9月に国連で開かれたサミットの中での世界のリーダーによって決められた、国際社会共通の目標です。このサミットでは、2015年から2030年までの長期的な開発の指針として、持続可能な開発のための「2030アジェンダ」が採択されました。この文書の中核を成す「持続可能な開発目標」をSDGsと呼んでいます。2018年7月に発表された日本のSDGs達成度を評価したもの、達成度の高い順から(達成している)→黄色→橙色→赤色(深刻な課題がある)と評価される)特に「目標5:ジェンダー平等を実現しよう」「目標12:つくる責任・かう責任」「目標13:気候変動に具体的な対策を」「目標14:海の豊かさを守ろう」「目標17:パートナーシップで目標を達成しよう」の5つに関しては、4段階の評価で「もっと低い達成度」と評価です。SDGsは、普遍的な目標として「誰も置き去りにしない」という約束を掲げています。先進国と途上国、そして企業と私たち個人がともに手を貸して目標達成のために努力していくべきことには、貧困の解消や格差の是正といった深刻な問題は解決できません。私たち一人ひとりにも、できることは数多あります。2030年の世界を変え、その先の未来に引き継いでいくためには、SDGsを特別なものとしてではなく、「自分ごと」として捉え、それぞれの活動、生活中に浸透させていくことが大切です。

17

SDGs(エスディージーズ) SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 世界を変えるための17の目標 重要なプラットフォーム

SDGsについての質問

- 重要なことは何か?
- 育まなくてならないことは何か?
- カリキュラムに意味のある形で、子どもの探求に盛り込む
- 保育者が個人と専門家として、一緒に学ぶ機会になる

18

STEAM 教育の基盤!(世界の兆候)

19

1.少子化対策【子ども・子育て支援新制度】—昨年の事

◇子ども・子育て支援新制度施行後

(令和元年12月10日子ども・子育て会議)(抄)

○地域の実情に応じた保育の実施

(9)都市部とは違った形での人材確保対策など、人口減少地域における保育の継続のための支援策/地域ごとに異なる具体的な状況に応じた保育の在り方については、少子高齢化の急速な進行も踏まえ、離島、へき地を含めた人口減少地域等における保育に関するニーズの見通しや取組事例を把握するための実態調査の実施など、その実態の把握や対応策として何が考えられるかの検討に着手すべきである。また、保育所等の空きスペースを活用した児童発達支援の実施の方策なども検討すべきである。

◆坂崎チェック 平成27年度から5年間会議をした結果/調査等をすると明言

➡令和6年度までの論議(子ども・子育て会議など)

➡令和7年度から事業化と考えるべきである。

20

1.少子化対策【自民党調査会 が(…?)昨年度の事】

◇少子化社会対策大綱 (令和2年5月29日閣議決定)(抄)

衛藤少子化担当大臣時

I-1(3)男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備
人口減少地域等における保育の在り方についての検討を進める。

危機的な少子化の打開に向けて～希望出生率1.8への道筋
次頁 (令和2年12月12日)

出生数86万人shock+コロナ禍による出生数減少
=令和3年75万人程度(この数字は2030年以降と考えられていた)
=令和3年70万人程度

◆坂崎チェック 令和4年度は70万人台(…?)とも言われている。
当分の間、この数字は変わらない。少子化地域がある程度、運営出来る仕組みの検討が必要であると考える。

21

2.【児童手当法改正案等】本年のこと

◇6/24厚労省谷田貝保育課長(坂崎が聞いたところ)

今、国の中で子どもは大きな分岐点である。
この10年間、保育関係の予算は量拡大にてお金をとれてきた。
そして量の拡大は行ってきた。しかし令和7年には入所数ピーク。
小中の今後は保育所等を今後どうするかという話。
子ども府の問題は幼保一体化にはすぐにつながらない。
しかし保育の中に教育的部分は避けられないし、
貧困や虐待などの課題も同様。
これまでの量だけで対応してきた保育は難問題が沢山出てくるのではないかということ。女性の就業率はこの10年間で10%増加、毎年10万件で保育所等も増加。

◆坂崎チェック 定数等の改善や新たな仕組みの導入が必要である。

24

1.少子化対策【厚労省の会議始まる】昨年の事

◇令和3年1月19日第1回研究会「人口減少地域等の保育へのニーズや事業継続に向けた取組事例の調査研究」

委員 宮崎啓日本保育協会→現状の過疎地に対応していない
➡膨大な調査がされたが、保育所問題を考えていない

令和2年度春に全国の自治体に「その他の地域」問題で、全国の自治体の9割は問題が無いと結論付けられ、保育施設側とのそれが大きく出ている。
今回の調査も、多くの自治体は過疎地の保育所問題は無いと回答をしている。
このままだとまずは現実に今ある諸問題には全く対応されない。
さらに中長期は別としても喫緊の問題に対しても本気で意見を言わないと明日は無い。(この2年間が勝負。)
ちなみに日本保育協会では北海道・東北ブロック過疎地の委員会が出来、本格的に施行、本年度は2期目で継続中である。
又、各地で(青森県・秋田県・茨城県・新潟県・岐阜県・大分県・熊本県吉市/沖縄県等)これらのが研修会や検討会が始まっている。

◆坂崎チェック 当然ながら少子化は確実に保育の世界を変わるので、
次の時代を考えて動くべきである。

23

2.【児童手当法改正案等】本年のこと

◇令和3年1/20子ども・子育て支援法及び児童手当法改正案の概要
令和3年度から6年度末までの新子育て安心プラン 1440億円、
(今は過疎地には直接関係ない)

目標:4年間で主に待機児童解消目的に約14万人
※14万人は市町村事業の積上+女性就業率82%
公費から運営費の追加所要額約440億円、事業主拠出額1000億円
(このために使える割合を1/6から1/5に変更するために法律を変えた)
ちなみに令和3年分529億円(公費223億円+事業主306億円)

→公費440億円は保育所等3歳以上と幼稚園の一時預かりに使用、これに対し
て児童手当の特例給付の見直しによる財源を充てる

→事業主拠出金約1000億円は保育所等0~2歳児(待機児童)に対して経済界
に協力を求めた

◆坂崎チェック この消えていくかも知れないお金をなんとか残せないかと考えている。
1年間360億円だが、本年3月度529億円使って、財務省としてはそのうちに無いこ
とにしようと考えている節がある。14万人に使い切ったら、その額(それだけでは貯え
ないが)1000億円以上をなんとか少子化や過疎地に使うべき要望すべきである。

◆誰が◆私たちが◆制度変更も含めて。

25

3.コロナによってわかった保育所等の現在(口頭)

2021.10/1日本 約170万人 死者1万7千人

1.保育所 社会インフラと積み上げ方式 介護等の包括方式との関係
保育士 大変なご労苦/R2年度 50万円×3

2.ワクチン接種関係 自治体や保健所との関係

3.人事院勧告対応 ▲令和2年+3年 0.0.5+0.15カ月

4. R2年度春/土曜日問題・スタートカリキュラム

5. R3年春/退職共済・処遇改善とキャリアアップ研修

6.保育三団体とこども保育政治連盟の動き/要望書は最終頁へ

26

4.【こども庁問題】現在進行形

こども庁問題
Children first子ども行政のあり方勉強会提言書/令和3年4月1日総理へ提出
△「こどもまんなか」改革の実現に向けた緊急決議/同6月3日自由民主党「こども・若者」輝く未来創造部前文

本部では、「こどもまんなか」という考え方の下、行政や事業者の立場からではなく、こどもの視点、こどもの目線で、こどもたちが生まれる前の段階から、産まれ、育ち、学ぶ、それぞれの段階ごとに光を当て、こども政策を作り直すために議論を進めてきた。

1996 年の省庁再編時には、「国家の4つの機能」、国家の5つの機能として「社会の存続支援機能」を加えるべきであると考える。

具体的には、こどもまんなかにおける、こどもの権利を尊重し、こどもの命や安全を守る政策を強化する。さらに、家庭、地域保育所、幼稚園、自治体、さらには親や養育者の就労環境や社会におけるジエントーギャップ解消への取組みも含め、こどもを取り巻くあらゆる環境も視野にいる。

こどもの成長過程の全体について、国としての責任の所在を明らかにし、予算や人材といった資源を思い切って投入手する。

そして行政・政治・社会全体に「こどもまんなか」という考え方を浸透させることにより、全てのこどもがすくなく健やかに育ち(育成)、のびのび学び活動(育成)、たくましく生きていく力を身につける(成育)ができる社会を目指す。

政府に対しては、「こどもまんなか」の実現に向けた強力な総合調整機能を有する行政組織としてこども庁(仮称)を創設することを含め、下記について「骨太方針2021」に盛り込み、速やかに実現することを求める。

27

4.【こども庁問題】現在進行形

こども庁問題 2は重要

1. こども政策に関するデータ収集分析能力を向上させ、EIPP を確立すること
2. こどもや子育て世代が抱える様々な課題1に早急に対応すること

女性の健康・結婚・妊娠・出産、産後ケア、そしてこどもの成長過程までを含むすべての段階において、こども、女性、子育て世帯への包括的な支援を充実させる。不妊治療の保険適用や支援拡充を図る。産後ケア事業の全国展開と普及啓発を通じ、こどもとその保護者等(里親を含む)との間の愛着の形成を促進する。男女の望むだけのこどもを持ち、女性が安心してこどもを産めるよう、家事育児の分担や仕事と家庭との両立など、あらゆる障害を取り除くための政策を整備する。母親に限らず、父親を含め身近な養育者への支援も必要であることについて、社会全体で理解を深めていく。

外そびの施設整備やさまざまな体験活動の推進を通して、こどもの遊び、学ぶことができる環境を充実させる。待機児童問題を解消する。幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型や、それに一貫性がないことの改善を図る。就学時の学力や育ちの格差を生じさせず、全体として底上げする方策を検討する。

こどもの貧困・児童虐待・重大ないじめ・自殺・孤独・孤立などこどもが抱える課題は早急に解決を目指すべきである。さらにこれらの課題が結果的に教育格差につながるとともに、教育格差が新たな問題を生む負のスパイラルの要因ともなる。これを断ち切るために、全てのこどもに教育および福祉の政策の効果を行き渡らせなければならない。

学校現場において、課題を抱える児童に対する体制の充実を図る。

～放課後児童クラブおよび放課後子供教室の一層の連携と充実等の「小一の壁」対策の推進。こどもの安全を守るためにスクールバスの導入促進、包括的な家族政策の充実、こども食堂・こども宅食への支援の充実やあらわる場や機会に応じた食育の充実、ヤングケアラーの支援のため相談や支援体制の充実～を図るべきである。

28

4.【こども庁問題】現在進行形

3. こども政策を実現するために十分な予算を確保すること

こどもに関する困難な課題を解決するための予算を十分に確保する必要がある。こどものへの支出は未来への投資であり、社会を健全に維持するためにはこれを広く国民に理解を求める、安定的な財源を確保しつつ、こども政策への支出を大幅に拡充すべきである。

また、住んでいる地域や自治体によって、個別化したり取り残されたりすることのないよう、国と地方自治体が一体となって現場の取組を積極的に支援する方針についても検討すべきである。国、都道府県、市町村の連携、自治体間の連携の強化を図り、こども政策に関するデジタル化を進めることも重要である。なお、安定的な財源のあり方については、かつてわが党で議論された企業も含め社会・経済の参加者全員が連携手で公平な立場で広く拡大する枠組みの検討や、その他の手法も含め幅広く検討を行うことは重要なである。

4. 「こどもまんなか」の実現に向けた強力な総合調整機能を有する行政組織として、こども庁(仮称)を創設すること

現在、各府省が個別に実施している政策、予算、法令について、綱羅的・一元的に整理・把握する必要がある。医療・保健・病院・指導・教育・警察・司法等の各分野における子ども政策について、タブレットで確認し、各府省横断で推進すべきであり、妊娠前から、妊娠・出産・新生児期・乳幼児期・学童期および青年期の各段階を経て、あとにになるまでの一連の成長過程を通じ、こどもの視点に立って、困難を抱えるこどもや、家庭をはじめとする環境への支援が抜け落ちることなく実施され、子どもの権利条約を基盤としつゝ責任の所在が明らかにされる体制を構築すべきである。「小一の壁」等の年齢による切れ目や、自治体問または地域間の格差等の解消や是正についても取り組みが必要である。

このため、「こどもまんなか」の実現に向けた強力な総合調整機能を有する行政組織として、こども庁(仮称)を創設する(イメージ図参照)。こども庁には、その責任の所在を明確にするための担当大臣を置くことを前提とし、地方自治体の意見をも踏まえつつ、政府において実現のための検討体制を早急に設け、ただちに検討を開始すべきである。

◆坂崎チェック◆選挙後、来年度の私たちの中ではもっとも大きな要因である。

29

5.2021骨太方針(成長を生み出す4つの原動力の推進)

菅内閣即日以降、2025 年度一巡によるコトカラの宣言、デジタル改革の司令塔となるデジタル庁の創設、不妊治療の手数料を削減するための医療費控除等の実現のため、地方活性化などを日本が進めるべき改革の大きな方向性を示していく。

次なる課題は、こうした改革の方向性に沿って政策を具現化して強力に推進し、ポストコロナの持続的な成長につなげる投資を加速することである。そのため、グリーン化・デジタル化・地方の所産向上・子ども・子育て支援を実現する技術を重点的に促進し、長年の課題を答えていく。こども食堂・こども宅食への支援の充実やあらわる場や機会に応じた食育の充実、ヤングケアラーの支援のため相談や支援体制の充実～を図るべきである。

◆坂崎チェック◆選挙後、本年度の私たちの中ではもっとも大きな要望である。

4. 少子化の克服、子供を育み育てやすい社会の実現

少子化の克服、子供を育み育てやすい社会の実現のため、子供の視点に立った政策を推進する。出生数の減少が予測を上回る速度で進行し人口減少に歯止めがかかるらしい一方で、児童生徒の自殺者数が増加し、児童虐待や重大ないじめの問題は深刻化している。こうした危機的状況の下で、「少子化社会対策大綱」等に基づく不安で寄り合いながら安心して結婚・妊娠・出産・育てができる環境整備に取り組むなど長年の課題であった少子化対策を前に進み、「希望出生率 1.8」と結婚・妊娠・出産・育児を大切にすることを社会全般で実現していく社会の実現を目指す。また、子供の視点で、子供に関する政策を抜本的に見直し、家庭、地域、幼稚園、保育所、学校、地方自治体を始め、親や労働環境など子供を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、ジエンダーギャップ解消への取組も含め、子供の命や安全を守る施策を強化する。子供の成長、成長過程の全体について、予算、人材等の資源を投入し、待機児童問題を解消とともに、児童虐待や重大ないじめへの対応を強化し、子供の貧困等の様々な課題の解決を目指す。その際、将来の子供たちに負担を先送りすることのないよう、応能負担や歳入・改革を通じて十分に安定的な財源を確保しつつ、有効性や優先順位を踏まえ、速やかに必要な支援策を講じていく。

経済の参加者全員が連携し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組みについても検討する。

30

5.2021骨太方針(成長を生み出す4つの原動力の推進)

(1)結婚・出産の希望を叶え子育てしやすい社会の実現

賃上げや正規・非正規の格差是正など少子化の背景として指摘される雇用環境の改善に取り組むとともに、社会全体で女性が育児休業を取得しやすい環境の整備を進め、結婚支援、不育治療への医療報酬適用、出産費用の割賦支給制度を踏まえた出産育児一時金の導入等で検討、その後ケア事業の推進、新子育て支援プラン及び「新・放課後子ども教室」などの実施、児童保育サービスの推進、地域での子育て支援機関の連携強化の推進、子育てサービスの多様化の推進、情報の一元的提供、虐待や貧困などの課題に対応する包括的な子育て家庭支援体制づくりと親世帯など困難な状況を抱えた家庭に対する支援、育児休業の取扱いの促進をめざす改正児童扶養休業法の円滑な施行、児童手当法等改正法則に基づく児童手当の支給方法の検討などに取り組み、子どもを育てて支援する新たな「子の上の」を図ることのため、消費税率以降も含め、適切な財源を確保していく。今般の感染症下における対応を踏まえ、これまでの各種施策を総点検した上で、KPIを定めて4つを包括的な政策パッケージ年内に策定し推進する。

(2)未来を担う子供の安心の確実化のための環境づくり・児童虐待対策等子供の貧困、児童虐待、障害、重大ないぬいな子育てに関する様々な課題に総合的に取り組み、年次による初回の目や年度別の継続計画は、妊娠前から、妊娠・出産・新生児期・乳幼児期・学童期・思春期を通じ、子供の権利を保護し、子供の権利に立ち、各ステークホルダーに応じて初回の対応を図るとともに、就学校等に恵まれていられない等の教育と福祉の連携、子供の安全・安心の確保、関係部会連携的かつ現場に至るまでのデータ統計の充実・活用等を行い、困難な子供への支援等が取り組まることでないよう体制を構築することとともに、こうした機能を有する行政組織を創設するため、急に検討に着手する。児童虐待防止対策について、児童福祉法等改正法則に基づき、子供の支援に携わる者の資質の向上に向かう資格の在り方、司法判断の強化も含めた一時保護の適切な手続の確立、子供の権利保護、積極的な取組を評価するなど実効性のある児童支援等の在り方の検討を含む家庭支援再発原則の徹底、措置解除に対する支援の在り方等について、検討に基づき必要な措置を講ずる。

児童の健全育成推進や虐待予防の観点から、支援を実施する子育て世帯に虐待が行なわれる、未登園児の効果的な把握・母子保健と児童福祉のマネジメント体制の再構築、市町村・児童家庭支援センターなどによる在宅支援の推進などについて検討し、所要の措置を講じるとともに、児童相談所を含めた市や家庭への連携体制を充実させる。子供の権利の尊重を目指し、子ども食堂・子ども食堂・フードドームへの支援、地区における宿泊施設等へくわん・見守り支援を推進する。また、学校給食などからなる場や機会に応じた食事の充実を図る。子供において行動に対する教員に対する指導について、教育職員等による児童生徒暴力等の防止等に関する指導、児童虐待の発見・対応等を行なうべき取組を実施する。さらに、被虐待における同様の対応のほか、教育・保育設設等や子供が活動する場で、有償、無償を問わず難に就くうとする者から子供を守ることができる仕組みの構築について検討し、子供をわいせつ行為から守る環境整備を進めるなど、海外の先進事例を踏まえ、子供の安心の確保のための様々な課題について検討する。

31

6.中央教育審議会 初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会(再掲)

3. 目指す方向性

(1)「社会に開かれた幼児教育カリキュラム」の実現に向けた、幼児教育の質に関する認識の共有

○見えにいく幼児教育の意義や価値を共有するため、各分野の知識の集大成である幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所教育指針を掛け合に、幅広い関係者と各地域の幼児教育の質の向上について認識が共有できるよう、あらゆる機会を活用する。
○「社会に開かれた」教育課程として、小学校以降のカリキュラムと連携・接続することで、幼児教育カリキュラムを自体とつなげ開かれたものとする必要性について、認識を共有する。
○小学校等の教員研修等において幼児教育を取り上げてもらうなど、学校種を超えて幼児教育の質に関する認識を広めさせていための工夫を共にする。
○各園や各自治体等の創意工夫を生かしたカリキュラムや活動の在り方等としてのプログラムが求められる。共通事項等を本委員会で整理して示した上で、具体的な開発は、モデル事業等を通じて各地域主体で行ない、その成果を分析し異なる改善に生かす形が望ましい。
○学校種・設置主体の違いを超えて、発達の段階に応じ特性の理解を深めつつ、幼児の学びや生活について共に考える機会を確保。
○幼児教育を実践する先生方自身が、主体的に改善していくことを促すプログラムが望ましい。
○幼児に対する一律のプログラムということではなく、教育の質の向上を通して幼児の力を育むためのプログラムを検討することが重要。

33

6.中央教育審議会 初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会(再掲)

一主な論点(案)一

- 1. 幼児期の学びの特性
- ・五感を通じた体験的重要性
- ・「遊び」を通じて総合的に学ぶことの重要性

2. 幼児教育の質を支える要素

- ・児童の体験の幅を広げ、質を深めるための関わりや環境設定
- ・発達の段階に応じた関わりや環境の変化の工夫
- ・地域における幼児教育推進体制の充実
- ・家庭との連携など

3. 幼児教育と小学校教育の接続期における教育の質の現状と課題

- ・接続期の教育の意義や重要性の共有
- ・要領や指針の理念の普及
- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の実践への活用
- ・多様な施設における5歳児への関わりと、小学校における6歳児への関わり

4. 一人一人の成長を支えるために配慮すべき事項

- ・配慮が必要な幼児を早期に支援につなぐための方策
- ・乳幼児期も含めた家庭教育を支援する方策
- ・データの蓄積・活用による支援策の改

32

6.中央教育審議会 初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会(再掲)

(2)「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」と各園や地域の創意工夫を生かした幼保小の架け橋プログラムの開発・実践

○「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、一人一人の多様性に配慮した上で全ての幼児に学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」の開発・実践にかかる必要がある。
○「幼保小の架け橋プログラム」に当たっては、幼児教育の工夫・改善と、幼児期の教育の成果を生かした小学校の教育活動の工夫・改善を一体的に検討し、接続期における教育の強化を進めることができることが重要。
○各園や各自治体等の創意工夫を生かしたカリキュラムや活動の在り方等としてのプログラムが求められる。共通事項等を本委員会で整理して示した上で、具体的な開発は、モデル事業等を通じて各地域主体で行い、その成果を分析し異なる改善に生かす形が望ましい。
○学校種や設置主体の違いを超えて、発達の段階に応じ特性の理解を深めつつ、幼児の学びや生活について共に考える機会を確保。
○幼児教育を実践する先生方が自身が、主体的に考え改善していくことを促すプログラムが望ましい。
○幼児に対する一律のプログラムということではなく、教育の質の向上を通して幼児の力を育むためのプログラムを検討することが重要。

34

6.中央教育審議会 初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会

(3)全ての幼児のウェルビーイングを高めるカリキュラムの実現

○日常生活における高い学びの高い幼児教育プログラム、2クラスの実態によるカリキュラムの調整、
③生活と遊びの中で培め込まれた学びという基礎となる環境の整備による質の向上と、
④個に応じた支援という合理的な施設や援助を総合的にマネジメントしていくことができるよう、
・先進的な事例の形成、普及などを支援することが望ましい。
○幼児教育におけるカリキュラム・マネジメントの充実を図り、全ての幼児のウェルビーイング
(一人一人の多様な幸せ)を高める観点から、教育活動の改善・充実が図られるようになることが重要。

(4)幼児教育推進体制等の全国展開による、幼児教育の質の保障と専門性の向上

○幼児教育に関する専門性の向上と、地域全体で図ることできる仕組みづくり。
組織的・計画的な園内研修、施設類型を超えた研修や小学校との合同研修の実施。
(例:互いの取組や幼児の姿を見合せて協議)

○幼児教育推進体制等の全国展開を推進することも、ステップに応じた質の深まりを目指す。

(幼児教育アドバイザーの配置や研修・情報共有、幼児教育センターの設置、小学校指導担当課との連携体制確立等により、地域の課題に的確に対応する自治体の幼児教育推進体制の活用支援を強化)

○国や大学のセンターの専門性や、地域の幼児教育センターを活用し、多様性と自律性を尊重しながら、各園や各自治体等による格差の是正を図り、児童教育の質を保障していくための仕組みを構築。

○質の高い児童教育の実践の根幹となる人材の養成・採用、定着やキャリアアップに必要な取組を

総合的・効果的に実施。その際、現在行われている研修について、キャリアアップの観点から体系化された取組が必要。また、デジタル技術の積極的な活用やICT環境の整備とともに、「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けた方策との関係にも留意する。

35

6.中央教育審議会 初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会

(5)地域における幼児教育施設の役割の認識と関係機関との連携・協働等

○各園だけでは対応できない課題については、支援ネットワークや協力リースのありかを把握し、教育・福祉等の関係機関と連携・協働していくことが重要。地域において期待されている役割を明確にし、支援ネットワークのなかで認識が共有されていることが重要。

○データの蓄積・活用による支援策の改善。

4. 今後の進め方のイメージ(案)

- ・本論点整理のたたき台(案)も踏まえ、目指す方向性を中心として、本委員会において更に議論。
- ・特に、「幼保小の架け橋プログラム」(30人程度)の共通事項等の整理及び幼児教育の質の保障の仕組みについては、委員長が指名する委員によるチーム(10人程度)を編成し集中的に検討した上で、本委員会で議論。

再掲(2)「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」と各園や地域の創意工夫を生かした幼保小の架け橋プログラムの開発・実践
○「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、一人一人の多様性に配慮した上で全ての幼児に学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」の開発・実践にかかる必要がある。

○「幼保小の架け橋プログラム」に当たっては、幼児教育の工夫・改善と、幼児期の教育の成果を生かした小学校の教育活動の工夫・改善を一体的に検討し、接続期における教育の強化を進めることができます。

○児童期の終わりまでに育てたい姿について、実践に当たっては、幼児教育の工夫・改善と、幼児期の教育の質を高めるための工夫・改善を一緒に検討し、接続期における教育の強化を進めることができます。

◆坂崎チエック!いろいろなことが考えられる。アプローチカリキュラムへの確定化…?

次回要領等への布石…? 5歳児の義務化…?

…どこも庁を文科省中心とした枠組む…?など

…どこも府議院時に出たので、なかなか注視すべき内容となっている。

36

35

36

8.地域における保育所、保育士等の在り方に関する検討会

令和3年5月26日より 坂崎委員
「地域における保育所、保育士等の在り方に関する検討会」

開催趣旨について

■検討会の目的

①中長期的な視座の下、予測される人口動態や社会情勢も踏まえながら、今後、地域の中で保育提供をどのようにしていくべきであるか

②保育所利用者以外の地域住民への相談支援等が努力義務となっている保育所が今後地域で果たす役割はどのようなものであるべきか

③生産年齢人口が減少する局面で、労働供給も多様化される中で、保育士が専門性を活かし、質の高い保育や子育て支援を提供するためにどのようなことが考えられるか

④中長期的に保育所・保育士がその専門性を活かして地域の中で果たすべきできる役割はどのようなものと考えられるかなどについて、議論を行い、今後の保育・保育士に関する制度を必要に応じて見直すことを検討する。

43

8.地域における保育所、保育士等の在り方に関する検討会

(第1回)令和3年5月26日(水)10:00 ~ 12:00
発表内容/これらの内容は検討ともに要望である

はじめに 前提条件の3点を

2つの事例も踏まえて、人口減少地域、孤立・多様なニーズ等を検討するにあたり前提条件として次の3点を要望したい。

1.現在の課題に対しても検討願いたい。

1点目は中長期の課題ばかりでなく、差し迫った現在の課題をどうするかについて検討が必要と考える。中長期との論点と分けて検討すべきである。

2.市町村及び都道府県に對して保育計画等の実施責任を持たせるべきである。
2点目は保育の実施主体である市町村と広域調整を行う都道府県に今後の保育計画等の実施責任を持たせる必要がある。令和7年には待機児童が相当解消されることを考えると、その後の人口減少に伴う地域の保育計画とその実施は一刻も早く考えるべきであり、その為の計画作成は必須と思う。

3.就労を中心とした保育の必要性に着目するのは、限界が来ている。子育て世帯の孤立化や子どもの発達障がいから救う手立てとしてモデル事業を早期に立ち上げ、進めるべきである。

44

8.地域における保育所、保育士等の在り方に関する検討会

現状を踏まえた保育に関する中長期的課題について4つの視点から各々3項目を考察
視点1 「人口減少地域等において、保育所の利用児童数が減少する中で、既存の施設規模の縮小などの検討が求められること」

1-(1)人口減少地域等の社会保育計画の再編成を早急に望む。

1-(2)人口減少地域等の施設形態と施設数を整理する。

1-(3)人口減少地域等の保育推進法人や合併連携等の情報等の機会を作る。

まとめ 合併・統廃合を優先にして

人口減少地域等の保育計画を減らしていくことは、その可能性が高い都道府県及び市町村には今後の保育計画を策定させることとともに、時間とかけてこれらの方針について協議する場を設けるべきである。

尚、地域社会福連携協議会等の連携して協議してきたいが、今後は社会福祉協議会への移譲や自治体に返還して公立から民間施設に移譲してきたいが、今後は社会福祉協議会への移譲を

視点2「地域で孤立する子育て世帯が見られる中で、保育所や保育士の専門性を活かした支援が考えられる」と

2-(1)人口減少地域では早急に保育制度見直して、就労に関係なく保育サービスの利用を可能にして孤立化を徹底的に防ぐべしである。

2-(2)子育て支援センター及び認定こども園の機能を再活用する。

まとめ

人口減少地域においてこそ、「保育所等における保育」を活用することによって孤立感削減等に十分に対応すると思われる。キャリアを重ねた保育士等が地域で孤立する子育て世帯に対して行う支援は、これからの有効策であることは間違いない。オンライン等の活用も今後検討していかれる。

(地域で孤立する子育て世帯に対して保育士だけに対応できるとは確かに言い難い。現在の短期大学制度を中心とした社会福祉技術援助論のみの対応では大変脆弱である。結果的には親支援、地域支援を

キャリアアップとして横み重ねいく必要がある。)

45

8.地域における保育所、保育士等の在り方に関する検討会

視点3「多様なニーズを抱いた子ども、家庭への支援の重要性が高まりその強化が求められること」
3-(1)保育施設の空き部屋等を活用した就学前の児童免達支援事業等の開設など、ワントップで行う仕組みは早急に求められる。

3-(2)多様なニーズを抱いた子ども、家庭を孤立させない支援の導入を望む。

3-(3) (1)及び(2)に関わる市町村の連携及び都道府県の支援は必須である。

まとめ

いわゆる気になる子が保育施設で増加している。子どもの早い時期からの療育や園団だけでない個人援助は大きな課題であるとともに早急な課題である。地域によってはセンター的なものから、保育所等併設なども含め整備の高さが大きいと思われる。

視点4「今後、生産年齢人口が減少していく中で、保育ニーズに応える」と

4-(1)保育士の仕事内容の明確化を図る。

4-(2)保育士の賃金体系やキャリアアップ研修などを見える化にて、将来の見通しが持てる仕組みを今後明確化する。

4-(3)保育士等は保育教諭に格上げしていく。又就労後にキャリアアップしてく仕組みを考える。

まとめ

現在、実際の保育士不足は医療の世界では当然のように行われているように、保育士の問い合わせについて、市町村と一緒に進める考え方必要であろう。市町村と保育士養成施設との協定などの仕組みなど、このような新しい取り組みも求めたい。それに対しての補助金等も考えるべきであろう。一方、こちらが重要で、今後は保育士の仕事の内容の精査、徹底したICT化などによる働き方の等の精査(他の職種の配置含む)、保育教諭の創設、最低基準から算出した公定価格の底上げ、保育士養成の在り方など多くの課題を一刻も早く検討していただきたい。

46

8.地域における保育所、保育士等の在り方に関する検討会

(第2回)令和3年6月28日(月)10:00 ~ 12:00
人口減少地域等における保育所等の今後の事例 当法人の2事例

(第3回)令和3年9月22日(水)15:00 ~ 17:00

議題①「多様なニーズを抱いた保育士・子どもへの支援について
◇一時預かりについて、必要とする人がより利用できるようになるための方策についてどのように考えるか
提案案 1点新たな施策案を要望します。」

◆社会福祉法人の元気な地域づくり取組み等の施設など

◆保育所を運営する法人の元気な地域づくり取組み等の施設など

◆児童を対象とした保育施設等の施設など

◆医療的アフターケア、障害者・外傷者の子ども等の家庭環境に特別な配慮が必要な家庭の子どもなども、保育の現場で多様化する二つについて、待機・位置解消の観点も踏まえ、その受け入れや必要な支援を進めたための方策についてどのように考えるか。

坂崎案 3点提出して下さい。

◆社会福祉法人による療養児童の受け入れであり、障害児を受け入れられる施設があれば、受け入れられる仕組みにすべきであり、自治体の支援額の増大は望むべきである。

◆児童発達支援事業等との連携もひとつと認めるにふさわしい。

◆家庭教育を考慮した時に、子ども食堂を併設の必要性が高い。他の子どもや保護者、地域とを繋げているので、これは是非進めるべき事業である。これらの事業を行なう施設には是非とも補助を図りたい。

47

9 現状と未来/坂崎論

◆近未来Ⅰ 現状をどう打破する

今、大切にする事 (新たな提案も含めて)

妊娠期から0歳児 半数の1、2歳児の家庭を全面的に支援していく事

保育所は社会福祉法人改革による地域貢献(社会貢献)を視野に入れる
子育て拠点事業・認定こども園によって15000か所の支援がある。

大きな武器としてのオンラインの支援を考えていく→withコロナ+after

社会インフラとして女性・家庭を支える

※妊娠期からの支援(自然の成り立ちと科学的な物事の見方)

・子どもの愛着関係の確立・科学的情報提供

※保育所等への施設に入るまでの期間の支援

・家庭への情報提供→発達の仕組みを理解する

・家庭への情報提供→虐待予防・障がいや気になる子の発見

・保護者への支援→気持ちの支え

・支援センター等の役割→他の子どもを見る意義・発達や教育の保障

・入園案内→他人との愛着関係の入り口の説明

48

9 現状と未来/坂崎論

- ◆ 近未来Ⅱ 将来全入時代は来るか(・?)
新たな提案も含めて ➔ 皆さん 坂崎に提案ください

定数削減等の現行の制度を改善しましょう

0号認定(4号認定)

就労によらない 園への入園の仕組みを一刻も早く体制づくりをする。
人口減少地域による対応を早く進める
現在の公定価格+1週間内の内何日か園児(保護者)が通うシステム
これらを拡大していく
大都会の園児を救う仕組みは
➡ネウボラ等、現行の子育て拠点を再リニューアルする必要あり

5歳児の義務化は進むのか(・?)

コロナ禍における保育の意味とは何か(・?)

☆時代の変遷と現在を俯瞰してみる ➔ 次代と未来を想像し創造する

49

9 現状と未来/坂崎論

- ◆ 近未来Ⅲ 将来全入時代は来るか(・?)

新たな提案も含めて ➔ 皆さん 坂崎に提案ください

貴地域の出生数が現在の半分になることを予測した時、保育施設経営のためには、どのような制度、仕組みの変更が必要だと考えますか?
1現行制度を改善して欲しいこと
2新たな仕組みとして必要なこと

具体的には
定員については? ➔ 例)職員定数など
運営費については? ➔ 例)職員配置(ノンコンタクトタイム)、給与
保育施設の役割については? ➔ 例)社会資源としての施設、子育て支援、虐待、貧困、5歳児の義務化、全入時代など
保育士等の働き方、待遇の改善を徹底して行う。それらも含め、
コロナ禍の状況を鑑み、現行の公定価格改善をする。

財源 ➔ 例)消費税
その他 ➔ 例)法人連携、人口減少、超過疎遠地域など

50

◆制度編まとめ AFTER・コロナ時代と

「超スマート保育」への転換 (坂崎)
私たち保育者が次代と時代を作るという意気込み

- 2030年までの姿が早く進むのではないか
アフターコロナで戻るものと進むものが融合
1945年後の「知識基盤社会」から「スマート社会」へ
それに対応したスマート保育への展望
- 2040年を展望した社会保障・働き方改革(厚労省)
保育を除いた厚労省の示唆 ➔ (保育所に関係しているのは連携推進法人のみである) ➔ 「こども庁」の論議を注視
- 今と次の世代の人たちの声に耳を傾ける ➔ 「新たな仕組み」
- 保育界2030年の姿を模索し創造して
保育内容や制度の変革を進める

→ご清聴ありがとうございました。誤字脱字申し訳ございません
次頁からは保育内容編(参考資料です)

51

保育編 「乳幼児期から積み上げられていく教育の必要性」

平成30年度改正の1点目

近年、幼児教育の重要性は日本ではもちろんのこと、世界中の実践や理論や研究によりより支えられていると言っても過言ではありません。改正の背景には平成26年3月台帳化の幼保連携型認定こども園教育・保育要領により、幼稚園教育要領と保育所保育指針の整合性が図られていたという経緯があります。
30年度の改正の大きな観点を3点紹介したいと思います。
1点目は幼児教育の改善・充実を図る中で、**小学校教育との接続を一層強化**していくことが重要であり、幼児期の教育については、幼稚園のみならず、保育所、認定こども園で担われていることを踏まえ、これらの全ての施設における全体としての教育の質を確保することが求められる考え方が中央教育審議会の論議にされました。つまり社会に開かれた教育課程」という考え方が土台となり、幼保全てにおける幼児期の教育を小学校以降に繋げるという方向に向かっています。幼児教育は国の重要な学校教育として位置づけました。その際、**内容としてはねらいである「資質と能力」を幼児から高校(大学)まで、一貫性**を図りました。又具体的には、子供の発達や学びの連続性を踏まえ、また、幼児期において探究心や思考力、表現力等に加えて、感情や行動のコントロール、粘り強さ等のいわゆる**非認知的能力を育む**ことがその後の学びと関わる重要な点であると指摘されていることを踏まえ、小学校の各教科等における教育の単純な前倒しにならないよう留意しつつ、「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化を図ること**や、**幼児教育にふさわしい評価の在り方**を検討するなど、幼児教育の特性等に配慮しながらその内容の改善・充実が図られました。

保育編 「乳幼児期から積み上げられていく教育の必要性」

平成30年度改正の2点目

2点目は3歳未満児とりわけ乳児からの教育の必要性も指摘されるようになりました。近年、国際的にも、自尊心や自己制御、忍耐力といった前述した**社会情動的スキルやいわゆる非認知的能力を乳幼児期に身に付ける**ことが大人になってからの生活に大きな差を生じさせるといった研究結果などから、乳幼児期、とりわけ3歳未満児の保育の重要性への認識が高まっています。つまり人間の一生において、3歳までの生活、育ちの与える影響がとても大きいことが分かってきたこと、乳幼児期から、子どもは、生活や遊びの様々な場面で主体的に周囲の人や物に興味を持ち、直接関わっていく、このような姿が「学びの芽生え」といえるものであり、生涯の学びの出発点にも結びつくものであるとされています。これが今回の**乳児の3つの視点、1.2歳時の5領域**というこの時期における初めての教育的な詳細への記述につながっています。

3点目は**体験の必要性をも含めた計画を立て保育をする**大切さがあげられます。**臨床的知性**を育てるということになります。16頁の★を大切にしましょう
(臨床教育学は授業の改革にとりくむ必要があります。知情意の全体としての生徒に働きかけるような授業が成り立てば、それ自身が臨床、教育の豊みになります。そうした具体例として シュタイナー教育や、サイコシンセス教育や 多元的知性的教育等)

53

52

【■】現要領:指針で現在考えられている日本の乳幼児教育

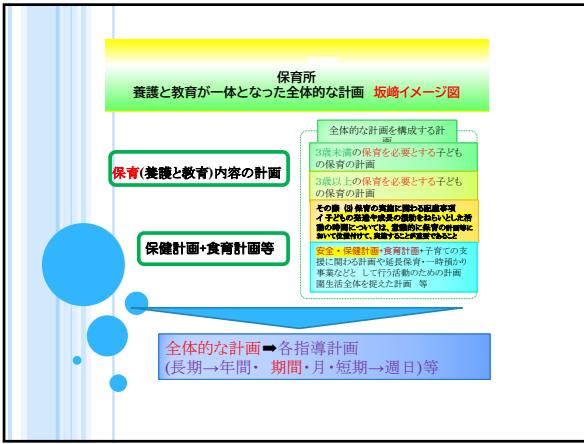
育みたい3つ資質能力(育つ基本力)

個別の知識及び技能の基礎	思考力・判断力・表現力の基礎	学びに向かう力、人間性等		
気づくこと	考え工夫すること	意欲を持ち粘り強く取り組み協力すること		
認知面(IQ)(知識・技術のスキル)	非認知面(EQ)(社会情動的スキル)			
5領域: 保育のねらい及び内容(乳児は3つの視点)				
方 里考力の芽生え キ 自然との関わり、 生命尊重 ク 数量や图形、標識や文字などへの 関心・興味	ケ 言葉による伝え 合い	コ 重要な感性と表現	ア 健康な心と体	イ 自立心 協同性 エ 道徳性・規範 意識の芽生え オ 社会生活との 関わり

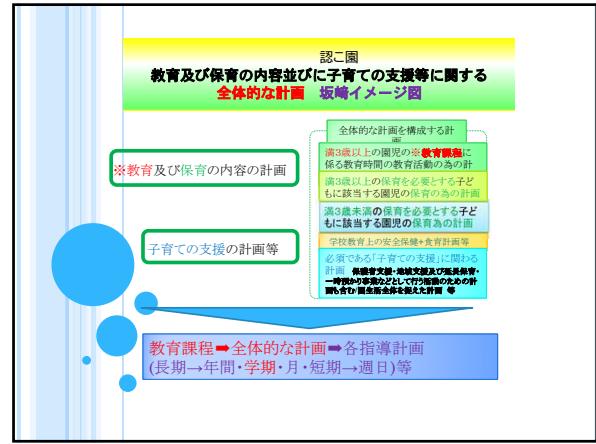
乳幼児期の重要な学び

◆やってみたいと試行錯誤する・主体的な学び
◆仲間とどうぞ出し合う・対話的な学び
◆小さな気づきが積み重なる・深い学び

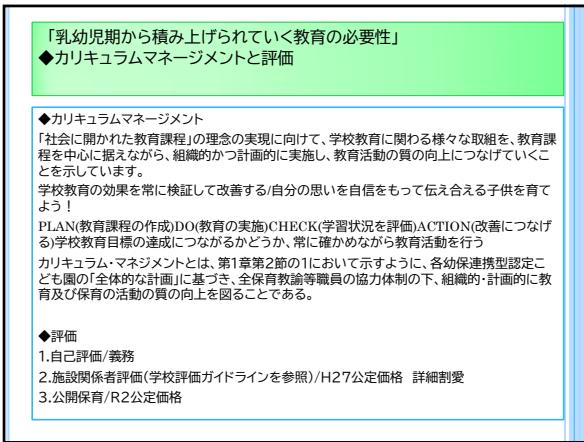
54



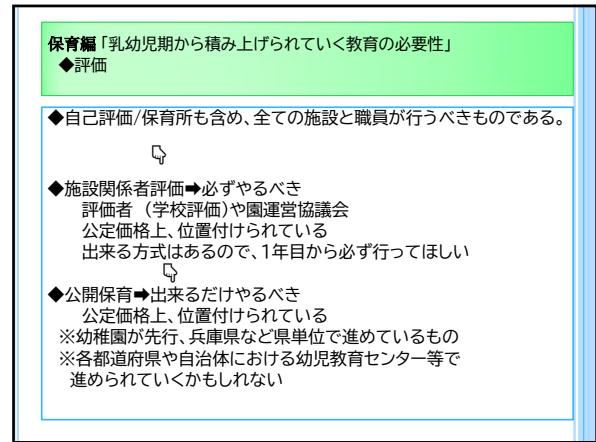
55



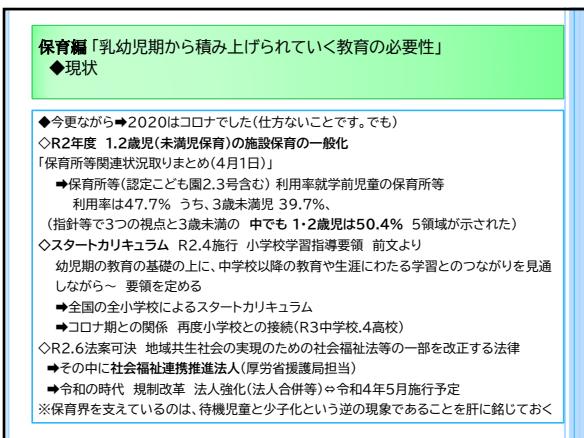
56



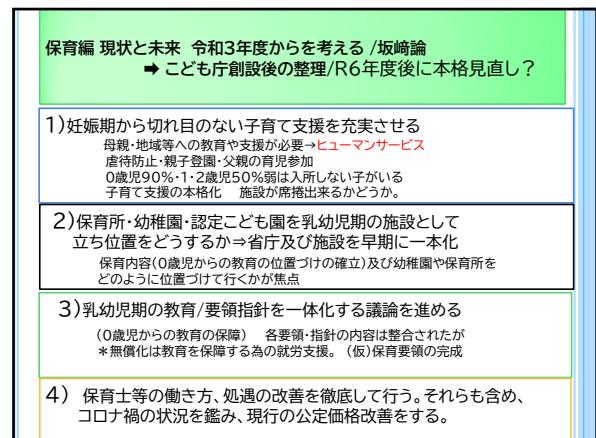
57



58



59



60

令和3年7月7日

令和3年度保育関係子策・制度等に向けた要望

社会福祉法人 全国公私立福祉協議会 全国保育協議会会長 岩村 浩三
公益社団法人 全国公私立保育連盟会長 川下 勝利
社会福祉法人 日本保育協議会会長 大谷 春夫

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、保育所等は社会を支えるため保育を継続してきており、引き続きご支援をお願い申しあげます。我が国の少子高齢化による減少の進行は、これまでの推測を超える厳しい状況にあり、その対策は、国や社会の立場基盤に大きな影響を及ぼす先送りでのできない重要な課題となっています。家庭や地域における子育ての環境を目的とした「子育て支援」子育て施策を実現に、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の、董の拡充を図ることとする「子育て支援と保育制度の整備」、子育ての向上」を軸輪として取り組んで進めることが大切です。新型コロナウイルス感染症により、社会全体が大きく影響を受けているところですが、次代を担う子供たちの成長を支えるために、確実に子育て支援を実現していかなければなりません。

1. 保育の質・機会の向上について

乳幼児期は生活にいたる人間形成にとって極めて重要な時期であることから、保育員配置の改めや機能強化等、地域の事情や保育者のニーズに対応する体制構築に向けた「質的拡充」、「質の確保」のため、子ども・子育て支援新制度創制時に確認された事項の実現に向けて、消費税八段目の3%軽減を含む抵額化実現期の財源を早期にかつ恒久的に確保することを要望します。

2. 保育人の待遇・定員について

保育の「質の向上」については、保育現場の実際の課題である「人材確保」のため、職員の待遇改善が進められていますが、保育士と准看護師の平均賃金にはまだ差があります。さらに、コロナ禍にあって、保育は社会を支えるインフラであることを改めて認識する機運となりました。保育士の待遇向上を実現するためには、給付金の充実や保育士の賃金改定など、今後も継続して取り組む必要があります。また、令和3年度までに検討し結果を得るとしている社会福祉施設職員等退職手当制度については、今後も努力・継続することを要望します。加えて、今年度検討予定のキャリアパスに係る受講条件の必須化については、コロナ禍における研修・実施状況なども勘案して慎重な検討を行なうことを要望します。

3. 公定価格の充実について

子ども・子育て支援新制度の2章第2項の基本理念に基づき、質の高い教育・保育の提供とともに職員の定員・確保をよりましたが、子ども・子育て支援法の第2章第2項の見直しにおいて、保育を確保する観点から、公定価格の算定は様々上方方式を堅持することになりました。今後も努力・継続することを要望します。

4. 子育て支援の質的拡充について

令和元年10月から3歳未満児の保育料改定実施世帯の実績及び3歳以上児の家庭の無理化が実施されました。引き続き「子育て支援金」、「子育て支援費」の一部を保育料に組み込むことで対応します。また、実施時の復旧にかかる「社会福祉施設等児童扶養手当補助金」についても速達な実務等を求めるなどして、保育の障害ができる施策を要望します。

5. 「保育等整備交付金」等の拡充、推進について

新規の保育施設開設に伴う保育施設整備のため、引き続き「保育等整備交付金」の導入実現や保育施設の整備向上の路線をまとめて実現することを要望します。また、実施時の復旧にかかる「社会福祉施設等児童扶養手当補助金」についても速達な実務等を求めるなどして、保育の障害ができる施策を要望します。

6. 子育て支援施設育成費に対する自治体の負担について

企業主導型育成費に対する自治体の負担は、保育の質の向上や需給調整の観点から、自治体（市町村等）の認可の仕組みを導入することで保育見習の標準化に特化することを要望します。

7. 企業主導型育成費に対する自治体の負担について

新規コロナウイルス感染症の対応が長期化するなか、保育現場における企業主導型と併存の現状を踏まえ、令和元年10月から3歳未満児の保育料改定実施世帯の実績及び3歳以上児の家庭の無理化が実施されました。引き続き「子育て支援費」の一部を保育料に組み込むことで対応します。また、実施時の復旧にかかる「社会福祉施設等児童扶養手当補助金」についても速達な実務等を求めるなどして、保育の障害ができる施策を要望します。

8. 新型コロナウイルス感染症の対応が長期化するなか、保育現場における企業主導型と併存の現状を踏まえ、令和元年10月から3歳未満児の保育料改定実施世帯の実績及び3歳以上児の家庭の無理化が実施されました。引き続き「子育て支援費」の一部を保育料に組み込むことで対応します。また、実施時の復旧にかかる「社会福祉施設等児童扶養手当補助金」についても速達な実務等を求めるなどして、保育の障害ができる施策を要望します。

9. 「こども府」創設の進捗について

企業主導による保育事業については、保育の質の向上や需給調整の観点から、自治体（市町村等）の認可の仕組みを導入することで保育見習の標準化に特化することを要望します。

10. 「こども府」創設の進捗について

「こども府」創設の進捗については、「子ども施策」の充実につながることが必要です。また、「子ども」だけではなく、「保護者」、「家庭など」、「子どもを育む系」、「環境」として視点になります。そのため、「こども府」では「保護者」、「家庭など」、「子どもを育む系」、「環境」として視点の明確化とともに、開拓事業を継続し、より多くの保護者や家庭の確保・向上や施設改修が図られるものとなることを要望します。

61

4. 人口減少地域における保育施設への対應と対策等の実施

保育施設は、子育て支援の重要な拠点であり、地方創生に不可欠な社会資源です。人口減少地域においても、子育ての質を向上させ、子育て支援を実現するため、真正面から社会資源がなくならないよう、既存を受けた保育施設として維持することなど、保育の障害ができる施策を要望します。

5. 「保育等整備交付金」等の拡充、推進について

新規の保育施設開設に伴う保育施設整備のため、引き続き「保育等整備交付金」の導入実現や保育施設の整備向上の路線をまとめて実現することを要望します。また、実施時の復旧にかかる「社会福祉施設等児童扶養手当補助金」についても速達な実務等を求めるなどして、保育の障害ができる施策を要望します。

6. 子育て支援施設育成費に対する自治体の負担について

企業主導型育成費に対する自治体の負担は、保育の質の向上や需給調整の観点から、自治体（市町村等）の認可の仕組みを導入することで保育見習の標準化に特化することを要望します。

7. 企業主導型育成費に対する自治体の負担について

新規コロナウイルス感染症の対応が長期化するなか、保育現場における企業主導型と併存の現状を踏まえ、令和元年10月から3歳未満児の保育料改定実施世帯の実績及び3歳以上児の家庭の無理化が実施されました。引き続き「子育て支援費」の一部を保育料に組み込むことで対応します。また、実施時の復旧にかかる「社会福祉施設等児童扶養手当補助金」についても速達な実務等を求めるなどして、保育の障害ができる施策を要望します。

8. 新型コロナウイルス感染症の対応が長期化するなか、保育現場における企業主導型と併存の現状を踏まえ、令和元年10月から3歳未満児の保育料改定実施世帯の実績及び3歳以上児の家庭の無理化が実施されました。引き続き「子育て支援費」の一部を保育料に組み込むことで対応します。また、実施時の復旧にかかる「社会福祉施設等児童扶養手当補助金」についても速達な実務等を求めるなどして、保育の障害ができる施策を要望します。

9. 「こども府」創設の進捗について

企業主導による保育事業については、「子ども施策」の充実につながることが必要です。また、「子ども」だけではなく、「保護者」、「家庭など」、「子どもを育む系」、「環境」として視点になります。そのため、「こども府」では「保護者」、「家庭など」、「子どもを育む系」、「環境」として視点の明確化とともに、開拓事業を継続し、より多くの保護者や家庭の確保・向上や施設改修が図られるものとなることを要望します。

62

令和3年9月3日

保育関係子策・制度等の緊急要望～コロナ禍における安全・安心な保育に向けて～

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会会長 岩村 浩三
公益社団法人 全国公私立保育連盟会長 川下 勝利
社会福祉法人 社会福祉基金 理事長 大谷 春夫

新型コロナウイルス感染症は社会経済に大きな影響を及ぼしています。また、景気だけでなく、労働環境についてもテレワークを始めとして働き方の変容を助長しています。働き方の変化は、親子関係・絆を強くするプラス面がある一方で、家庭養育におけるつまづきとマラドリートメント（不適切な養育）などのマイナス面もあるかもしれません。新型コロナウイルス感染症流行当初から保育を継続してきた現地職員員、子どもの感染だけでなく、外でも、外出自粛による活動制限などに注力を払ってきました。現地職員員、子どもの感染だけでなく、外でも、外出自粛による活動制限などに注力を払ってきました。今後も、子どもの育力を確保する保育の実現とともに、新たなコロナウイルス感染症への対応が続くことや、保護者の不安や悩みなど個々の家庭状況を踏まえた保育支援に向き合うこととなるため、次の事項について、補正予算への対応も含め、緊急に要望します。

1. 安全・安心な保育の継続に向けて

新型コロナウイルス感染症がさらなる拡大を見せず、実質的には子どもたちへの感染も確認されています。園児への感染防止はもとより、安全・安心な保育が継続できるよう、保育施設等職員へのワクチン優先接種やPCR検査の実施およびその継続、感染防止対策への財政支援などの強化を要望します。

2. 公定価格の充実について

保育人の雇用維持の根幹である公定価格については積み上げ方式を堅持するとともに、保育環境のより一層の向上のため、かつ園児家庭の健全な養育支援に日々努力を惜しまない現場職員に報いるために、更なる待遇改善を要望します。

63

坂崎 隆浩（さかさき たかひろ）：奈良県生駒市、青森県津軽地方育ち 下北在住
現在、1法人代表（さがみの市下北と津軽の理事長（2004年））
幼保連携型認定こども園（2012年-）
◎役職 保育3団体委員会議員/社会福祉法人日本保育協議会全国理事（2010年-）
同保育問題検討委員会議定こども園委員会委員長他 保育総合研究会会長（2021年-）

これまでと現在の主要職歴

○厚生労働省：地域における保育所、保育士等の在り方にに関する検討会委員（2021年-）
○農林水産省：「食育」と地域社会の継承促進事業や食文化化事業の人材育成事業等検討委員（2019年-）
○内閣府：幼保連携型認定こども園開設の改訂に係る関係団体との検討会委員（2015-2016年）
●文部科学省：「幼児教育に関する調査研究施設の整備に向けた検討会議」検討委員（2015-2016年）
●内閣府：「子ども・子育て調査」委員（2013-2015年）
●内閣府：「子ども・子育て支援システム検討会議」委員（2010-2012年）
●厚生労働省：「社会保険審査会議」委員/「保育施設等の経営改善等検討会議」委員（2009-2010）
●厚生労働省：「保育施設等の経営改善等検討会議」委員（2008-2009）
●青森県立大学地域創造学科（子ども専攻）准教授（2005-2009）
※1994年エゼラフラム及び教義初50年ぶりの児童福祉法改正時に日本児童福祉青年部長として改進に参画。2000年より日本保育協会青森県支部部長、同保育問題検討委員会委員長等歴任。2012年子ども育てに関する法制制定の子ども・子育て会議委員。2016年国立政策研究会幼児教育センター検討委員会議定、保育3団体の委員等を歴任。一昨年アメリカ視察、これまでスウェーデン・ランズドット・オランダ・ギリシャ・オーストラリア等海外視察を行なっている。

△その他／指揮者：1978年より指揮者である作曲家・音楽監督として活動。現代作曲家の第一人者である元朝明音楽大学学長、元東京文化会館館長、作曲家第二善見氏等に師事。三善見や鈴木昭明以及になかにあらかじめの現代作曲家の新曲等の作品を手掛ける。2000年には青森県芸術文化奨励賞受賞、青森県民文化祭で5度の給賞プロユースや青森県文化観光立業音楽祭大賞、太宰治誕誕100年の作曲等も務める。又ユーロ・カブネーホール・ワーピーン楽友会会員。2回の招待演奏、海外公演3回など、毎年開催10回程度のコンサートやコンサートにて演奏を行なう。五所川原合宿にてローマン・コーグルにて部門1位、全日本全国競演他。要知郎民国民文化祭出演、太宰治「リーム」等作曲などを審査員。2008年4月、4月公演「春の花」にて新作の和演作品(初演1ヶ月完売)を手掛ける成功。今月あさかんこ・コスモス公演開幕、9月に5回の給賞コンサート、第29回青森県民文化祭(時の大空を振り守る未来の物語)2時間で脚本の作曲演出に成功でセガ。全日本合唱連盟青森支部部長等歴任。

◇主な執筆活動

2008年監修新保育所保育指針サポートブック(保育総合研究会・世界文化社発刊)は10万部のベストセラーとなつた。4冊目の著書「少子化時代の保育と教育」(2017年)監修等26冊目他。一昨年「新要領や指針のサポートブック」、「自己チェックリスト」2冊を監修執筆し出版。本年2月「年齢別ワードローブ」5冊の監修にあたっている。

64

63